

各位

主催 一般社団法人 刈谷労働基準協会  
後援 刈谷労働基準監督署

## 労災保険実務講習会開催について

労災保険制度は、労働者が負傷又は疾病に罹患し、当該負傷・疾病と業務との間に相当因果関係が認められる場合に給付対象となります。

このような業務上災害や疾病に関して、労災保険制度に基づく給付の内容、給付を受けるための手続きについて、各事業場においてご認識をいただき、適切な書類の準備・作成をすることが、被災された労働者が迅速かつ適正に救済されるためには必要です。

また、平成29年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によれば、仕事上の強いストレスで発症した精神障害による労災請求件数は1732件(前年比146件増)で毎年増加しており、過重労働などが原因で発症した脳・心臓疾患による労災請求件数は840件(前年比15件増)で、減らしていくことが課題となっています。特に精神障害の対応としては、各事業場での仕事上の強いストレスの一因となるパワーハラスメントの対応についても必要になっています。

そこで、当協会ではこの様な事案における手続き等に対する理解を図り、円滑な事務手続きとそれによる迅速・適正な保険給付に資するため、刈谷労働基準監督署後援のもと、下記により労災保険実務講習会を開催し、最近の労災請求事案の法からの視点や注意すべき点等の説明をしていただくとともに、実務経験豊富な産業カウンセラーの立場から企業でのパワーハラスメントの対応等についてご講演をしていただきます。

つきましては、業務多忙とは存じますが、事業主、安全衛生管理者・担当者、人事・総務管理者・担当者の皆様にご出席賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成30年11月19日(月)13:30~16:30(予定)
2. 会 場 刈谷市産業振興センター 7階小ホール  
(刈谷市相生町1-1-6 TEL 0566-28-0555)
3. 次 第
  - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 鈴木労災部会長  
刈谷労働基準監督署 寺部署長
  - 2) 説明 ①「通勤災害について～労災保険法における通勤の要件～」  
刈谷労働基準監督署 鈴木労災課長  
②「働き方改革に関する法改正と働き方改革支援事業について」  
刈谷労働基準監督署 労働時間相談・支援班 手島美和氏
  - 3) 講演 「企業におけるパワーハラスメント対応」  
フローリッシュ社労士事務所 所長  
一般社団法人 名北労働基準協会  
労務管理推進室メンタルヘルス相談室長  
シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士 新美 智美氏
4. 参加費 無料(非会員の方も無料です)

■会員事業所の方は講習会等参加証(カード)をご持参下さい。  
今年度初めて説明会に参加される方には、当日お渡しいたします。

※参加される方は、お手数でございますが、裏面の参加申込書にご記入いただき、期日までにお申し込み下さい。事前のお申込みが無い方は、当日資料をお渡しできない場合がございますので、必ずお申込みをお願いいたします。

以上

\* ご出席される方は、10月26日(金)までにFAXまたはメールにてお申し込みを  
お願いします。

平成 年 月 日

(一社)刈谷労働基準協会 行き  
(FAX 0566-21-6366)  
(E-mail info@kariya-rouki.or.jp)

## 労災保険実務講習会参加申込書 兼 参加券

平成30年11月19日(月)開催の労災保険実務講習会に出席します。

支 部            刈谷    ・    知立    ・    安城    ・    高浜    ・    碧南  
(事業所のある所在地に○をして下さい)

事業所名

---

出席者名

---

//

---

//

---